

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市体育施設条例(昭和62年条例第20号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。
(平17規則75・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(開館期間、使用時間及び休館日)

第3条 体育施設の開館期間、使用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館期間、使用時間若しくは休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。
(使用の手続等)

第4条 条例第2条第1項の規定により体育施設を使用しようとする者は、別表第2に掲げる区分に従い、定められた期間内に、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、宇都宮市スケートセンターを個人で使用しようとする者は、使用料を納付して、使用券の交付を受けなければならない。
(平6規則30・平6規則42・令4規則10・一部改正)

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の使用許可の申請について許可したときは、当該申請者に対し、使用許可書を交付するものとする。

2 前項の使用許可は、申請の順序による。ただし、これにより難しい場合は、別に定めるところによる。
(平7規則27・一部改正)

(継続使用できる期間)

第6条 体育施設は、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し又は変更)

第7条 使用者は、使用許可を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消(変更)申請書に使用許可書を添えて市長に申請しなければならない。

(附属設備の使用料)

第7条の2 条例別表備考第10項に規定する附属設備の使用料で規則で定めるものは、別表第3のとおりとする。
(平7規則27・追加、平11規則58・平17規則75・平19規則20・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 条例第6条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が減免すべき正当な理由があると認めるときは、当該申請者に対し、使用料減免決定通知書を交付するものとする。
(回数券の発行)

第8条の2 市長は、条例第5条の2第4項の規定により次の体育施設(個人使用の場合に限る。)を使用できる6枚つづりの回数券を発行するものとする。

- (1) 宇都宮市体育館
- (2) 宇都宮市雀宮体育館
- (3) 宇都宮市明保野体育館
- (4) 宇都宮市スケートセンター(スケート場として使用する場合に限る。)
- (5) 宇都宮市弓道場
- (6) 宇都宮市河内体育館

2 前項の回数券を購入しようとする者は、次の表の該当する金額を料金として納付しなければならない。

区分		金額
宇都宮市体育館、宇都宮市雀宮体育館(トレーニング室を除く。)及び宇都宮市明保野体育館(トレーニング室を除く。)	一般	1冊 2,150円
	中学生以下	1冊 1,050円
宇都宮市雀宮体育館トレーニング室及び宇都宮市明保野体育館トレーニング室		1冊 1,570円
宇都宮市スケートセンター	一般	1冊 3,800円

宇都宮市弓道場	中学生以下	1冊 1,850円
	一般	1冊 2,650円
宇都宮市河内体育館トレーニング室	中学生以下	1冊 1,300円
	一般	1冊 500円
	中学生	1冊 250円

- 3 前項の規定により納付された料金は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平3規則46・追加, 平5規則37・平6規則30・平6規則42・平7規則27・平9規則34・平11規則58・平16規則10・平16規則44・平19規則20・平19規則102・平23規則38・平26規則5・令元規則5・令4規則10・一部改正)

(定期券)

- 第8条の3 市長は、条例第5条の2第4項の規定により宇都宮市スケートセンター(スケート場として個人使用する場合に限る。)を使用できる定期券を発行するものとし、定期券を使用できる期間は、当該施設の開館期間のとおりとする。

- 2 前項の定期券を購入しようとする者は、次の表の該当する金額を料金として納付しなければならない。

区分		金額
宇都宮市スケートセンター	一般	23,560円
	中学生以下	11,470円

- 3 前条第3項の規定は、定期券について準用する。

(平7規則27・追加, 平9規則34・平11規則58・平16規則10・平16規則44・平19規則20・平26規則5・令元規則5・令4規則10・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

- 第9条 条例第9条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 2 条例第12条第8項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、第7条の2から第8条の3までの規定は、適用しない。

- 3 前項の場合において、別表第3備考に規定する倍数については、当該倍数を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

- 4 第2項の場合における第3条の規定の適用については、同条(見出しを含む。)中「使用時間」とあるのは「利用時間」とし、第4条の規定の適用については、同条の見出し中「使用」とあるのは「利用」とし、同条第1項中「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可申請書」とあるのは「利用許可申請書」とし、同条第2項中「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用券」とあるのは「利用券」とし、第5条の規定の適用については、同条の見出し中「使用」とあるのは「利用」とし、同条第1項中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」とし、同条第2項中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、第6条の規定の適用については、同条(見出しを含む。)中「継続使用」とあるのは「継続利用」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第7条の規定の適用については、同条見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用許可取消(変更)申請書」とあるのは「利用許可取消(変更)申請書」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」とし、第14条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、第15条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、別表第1の規定の適用については、同表中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用」とあるのは「利用」とし、別表第2の規定の適用については、同表中「使用区分」とあるのは「利用区分」と、「全面使用」とあるのは「全面利用」と、「部分使用」とあるのは「部分利用」と、「使用」とあるのは「利用」と、「貸切使用」とあるのは「貸切利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」とし、別表第3(備考を含む。)の規定の適用については、同表中「使用」とあるのは「利用」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(平17規則75・全改)

(附属設備の利用料金)

- 第10条 条例別表備考第10項に規定する附属設備の利用料金は、別表第3に定める金額の範囲内において、区分及び単位ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(平17規則75・全改)

(利用料金の減免)

- 第11条 条例第15条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請について市長が減免すべき正当な理由があると認めるときは、当該申請者に対し、利用料金減免決定通知書を交付するものとする。

(平17規則75・全改)

(指定管理者による回数券の発行)

第12条 指定管理者は、条例第14条の規定により次の体育施設(個人利用の場合に限る。)を利用できる回数券を発行するものとする。

- (1) 宇都宮市体育館
- (2) 宇都宮市雀宮体育館
- (3) 宇都宮市明保野体育館
- (4) 宇都宮市スケートセンター(スケート場として利用する場合に限る。)
- (5) 宇都宮市弓道場
- (6) 宇都宮市河内体育館

- 2 前項の回数券による利用料金は、第8条の2第2項の表に定める区分ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとし、当該回数券を購入しようとする者は、その金額を料金として指定管理者に納付しなければならない。

- 3 前項の規定により納付された料金は、還付しない。ただし、市長が定める特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17規則75・全改, 平19規則20・平19規則102・平23規則38・令4規則10・一部改正)

(指定管理者による定期券の発行)

第13条 指定管理者は、条例第14条の規定により宇都宮市スケートセンター(スケート場として個人利用する場合に限る。)を利用できる定期券を発行するものとし、定期券を利用できる期間は、当該施設の開館期間のとおりと

- 2 前項の定期券による利用料金は第8条の3第2項の表に定める区分ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとし、当該定期券を購入しようとする者はその金額を料金として指定管理者に納付しなければならない。

- 3 前条第3項の規定は、定期券について準用する。

(平17規則75・全改, 平19規則20・令4規則10・一部改正)

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は条例第8条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(平17規則75・追加, 平19規則20・旧第14条繰下, 平19規則102・旧第15条繰上)

(遵守事項)

第15条 使用者又は入場者は、体育施設の使用又は入場に当たっては、別に定める事項を遵守しなければならない。

(平17規則75・追加, 平19規則20・旧第15条繰下, 平19規則102・旧第16条繰上)

(様式)

第16条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平17規則75・追加, 平19規則20・旧第16条繰下, 平19規則102・旧第17条繰上)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平17規則75・追加, 平19規則20・旧第17条繰下, 平19規則102・旧第18条繰上)

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宇都宮市御本丸スケート場の設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和44年規則第71号)
- (2) 宇都宮市サッカー場条例施行規則(昭和54年規則第9号)
- (3) 宇都宮市体育館条例施行規則(昭和54年規則第55号)

附 則(平成3年12月20日規則第46号)抄

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月24日規則第10号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月23日規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月22日規則第37号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第30号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月27日規則第42号)
この規則は、平成6年11月25日から施行する。
附 則(平成7年12月19日規則第27号)
この規則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則(平成9年3月31日規則第27号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則(平成9年3月31日規則第34号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則(平成9年12月1日規則第47号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成11年3月31日規則第33号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
附 則(平成11年12月17日規則第58号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成14年3月29日規則第26号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成16年3月25日規則第10号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則(平成16年12月27日規則第44号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成17年6月24日規則第75号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成19年3月5日規則第20号)
この規則は、平成19年3月31日から施行する。
附 則(平成19年12月21日規則第102号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成21年3月31日規則第24号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成23年12月20日規則第38号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成24年3月23日規則第8号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成26年3月24日規則第5号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成26年6月30日規則第28号)
この規則は、平成26年9月1日から施行する。
附 則(令和元年7月3日規則第5号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
附 則(令和2年12月23日規則第47号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和3年3月1日規則第7号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和4年3月24日規則第10号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平3規則46・平4規則10・平5規則4・平6規則30・平6規則42・平9規則27・平9規則47・平11規則33・平11規則58・平14規則26・平19規則20・平21規則24・平24規則8・平26規則28・令4規則10・一部改正)

名称	開館期間	使用時間	休館日
宇都宮市体育館	通年	午前9時から午後9時まで。ただし、屋外施設については、午後5時まで	① 火曜日。ただし、 <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)</u> に規定する休日が火曜日に当たるときは、その翌日
宇都宮市雀宮体育館			② 12月29日から翌年の1月3日まで
宇都宮市明保野			① 月曜日(宇都宮市屋板運動場にあつて

体育館				は、5月1日から10月31日までの月曜日を除く。以下この欄において同じ。)。ただし、 法 に規定する休日が月曜日に当たるときはその翌日
宇都宮市弓道場			午前9時から午後9時まで	② 12月29日から翌年の1月3日まで
宇都宮市屋板運動場			午前9時から午後5時まで。ただし、照明施設を有するものについては、午後9時30分まで	
宇都宮市サッカー場			午前9時から午後5時まで	① 水曜日。ただし、 法 に規定する休日が水曜日に当たるときは、その翌日 ② 12月29日から翌年の1月3日まで
宇都宮市スケートセンター	スケート場として使用する 場合	10月1日から翌年5月15日まで	午前9時から午後9時まで	① 水曜日(12月1日から翌年3月31日までの水曜日を除く。以下この欄において同じ。)。ただし、 法 に規定する休日が水曜日に当たるときは、その翌日 ② 12月30日から翌年1月1日まで
	屋内運動場として使用する 場合	スケート場として使用する期間以外で別に定める期間		
宇都宮市上河内体育館	通年		午前9時から午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日まで
宇都宮市上河内運動場			午前9時から午後9時30分まで。ただし、テニスコートについては、午前9時から午後7時まで	
宇都宮市宮山田運動場			午前9時から午後5時まで	
宇都宮市芦沼運動場				
宇都宮市河内体育館			午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び 法 に規定する休日は、午前9時から午後5時まで	① 月曜日。ただし、 法 に規定する休日が月曜日に当たるときは、その翌日 ② 12月29日から翌年の1月3日
宇都宮市下田原運動場	野球場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から10月31日までは午前9時から午後9時30分まで、日曜日及び 法 に規定する休日は午前9時から午後5時まで	
	テニスコート		午前9時から午後5時まで	
	プール	6月20日から8月31日まで	午前10時から午後4時まで	
	調理実習室	通年	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び 法 に規定する休日は、午前9時から午後5時まで	
	卓球場			
	弓道場			
宇都宮市古田運動場	通年		午前9時から午後5時まで	

別表第2(第4条関係)

(平3規則46・平4規則10・平6規則30・平6規則42・平19規則20・平26規則28・令4規則10・一部改正)

施設名	使用区分	申請期間
宇都宮市体育館 宇都宮市雀宮体育館 宇都宮市明保野体育館	全面使用する場合	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前3か月から使用日前7日まで
	部分使用する場合	使用日の属する月の前1か月から使用日前7日まで
	個人で使用する場合	使用日の属する月の前1か月から使用日まで
宇都宮市サッカー場 宇都宮市弓道場 宇都宮市屋板運動場		使用日の属する月の前2か月から使用日前5日まで
宇都宮市スケートセンター	貸切使用する場合	使用日の属する月の前1か月から使用日前5日まで

宇都宮市上河内体育館 宇都宮市上河内運動場 宇都宮市宮山田運動場 宇都宮市芦沼運動場		使用日の属する月の前2か月から使用日前3日まで
宇都宮市河内体育館	全面使用する場合又は部分使用する場合	使用日の属する月の前2か月から使用日前5日まで
	個人で使用する場合	使用日前14日から使用日の前日まで
宇都宮市下田原運動場 宇都宮市古田運動場		使用日の属する月の前2か月から使用日前5日まで

別表第3(第7条の2, 第10条関係)

(平11規則58・全改, 平16規則10・平16規則44・平17規則75・平19規則20・平19規則102・平26規則5・令元規則5・令2規則47・令3規則7・一部改正)

1 附属設備(照明設備を除く。)

区分	単位	金額
(1) バスケットゴール台(電動油圧式)	1対1時間	260円
(2) バスケットゴール台(前号以外のもの)	1対1時間	100円
(3) バスケットボールオフィシャルセット	1式1時間	100円
(4) バレーボール支柱及びネット(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1組1時間	100円
(5) バレーボール支柱及びネット(宇都宮市河内体育館)	1組1回	150円
(6) テニス支柱及びネット(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1組1時間	100円
(7) バドミントン支柱及びネット(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1組1時間	50円
(8) バドミントン支柱及びネット(宇都宮市河内体育館)	1組1回	50円
(9) 卓球台, 支柱, ネット及び防球ネット(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1式1時間	50円
(10) 卓球台, 支柱, ネット及び防球ネット(宇都宮市河内体育館)	1式1回	50円
(11) ハンドボールゴール及びネット	1組1時間	150円
(12) ソフトバレーボール支柱及びネット	1組1時間	50円
(13) 体操器具	1種目1時間	100円
(14) 綱引き用ロープ	1本1時間	100円
(15) 電光得点掲示板	1式1時間	260円
(16) 柔道用畳(宇都宮市体育館)	1式1時間	310円
(17) 柔道用畳(宇都宮市雀宮体育館)	1式1時間	100円
(18) 柔道用畳(宇都宮市河内体育館)	1式1回	150円
(19) 放送設備(宇都宮市サッカー場及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1式1時間	260円
(20) 放送設備(宇都宮市サッカー場)	1式1時間	210円
(21) 放送設備(宇都宮市河内体育館)	1式1回	310円
(22) スコアボード(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1式1時間	100円
(23) スコアボード(宇都宮市河内体育館)	1台1回	50円
(24) 電源のコンセント(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1口1回	210円
(25) 電源のコンセント(宇都宮市河内体育館)	1口1回	50円
(26) 移動ステージ(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1台1回	100円
(27) 移動ステージ(宇都宮市河内体育館)	1式1回	1,060円
(28) シャワー(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館を除く。)	1機1回	100円

(29) シャワー(宇都宮市上河内体育館及び宇都宮市河内体育館)	1人1回	100円
----------------------------------	------	------

2 照明設備

区分	単位	金額
(1) 宇都宮市体育館主競技場(標準的な照明に加えて照明設備を使用した場合に限る。次号から第6号までにおいて同じ。)	全灯1時間	2,410円
	10分の6灯1時間	1,410円
	10分の4灯1時間	970円
(2) 宇都宮市体育館副競技場	全灯1時間	590円
	2分の1灯1時間	310円
(3) 宇都宮市体育館武道場	1時間	370円
(4) 宇都宮市雀宮体育館	全灯1時間	650円
	3分の2灯1時間	430円
(5) 宇都宮市明保野体育館	全灯1時間	650円
	2分の1灯1時間	370円
(6) 宇都宮市スケートセンター	30分	760円
(7) 宇都宮市屋板運動場運動広場	全灯1時間	7,130円
	2分の1灯1時間	4,060円
(8) 宇都宮市屋板運動場庭球場	1面1時間	430円
(9) 宇都宮市上河内体育館競技場	半面1時間	310円
	全面1時間	650円
(10) 宇都宮市上河内体育館ステージ	1時間	650円
(11) 宇都宮市上河内運動場	野球用1時間	3,830円
	ソフトボール用1時間	1,630円
(12) 宇都宮市河内体育館競技場	全面1時間	650円
	4分の1面1時間	150円
(13) 宇都宮市河内体育館柔道場又は剣道場	1面1時間	100円
(14) 宇都宮市下田原運動場	1面30分	510円

備考 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の附属設備(シャワー及び照明設備を除く。)の使用料の額は、この表に定める金額の2倍の額とする。